

太子町国民健康保険第2次特定健康診査等実施計画について

【策定の目的、趣旨】

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、各医療保険者は特定健康診査・特定保健指導を実施すること、また実施方法等を定めた「特定健康診査等実施計画」を定めることが義務付けられています。

同法に基づき、平成 20 年 1 月に「太子町国民健康保険 特定健康診査等実施計画」を策定しましたが、計画期間が本年度で終了することから、平成 25～29 年度を計画期間とする「第2次特定健康診査等実施計画」を策定したものです。

高齢者の医療の確保に関する法律

(特定健康診査等実施計画)

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、五年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画(以下「特定健康診査等実施計画」という。)を定めるものとする。

【計画期間】

平成 25～29 年度(5 年間)

【法令、他計画との関係】

- ・ 「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条に基づき策定
- ・ 本町の総合計画、地域保健推進計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画と連携

【本計画の構成、内容】

□序章 計画策定にあたって

本計画の趣旨、位置づけ及び計画期間を規定

□第1章 太子町の現状

今後の被保険者数の推計、生活習慣病の受診状況、過去の特健診受診状況を分析し、今後の課題を抽出

・平成 29 年度推計人口 33,122 人、推定高齢化率 25.5%(平成 22 年度より 316 人減)

・平成 29 年度国保被保険者数予測 8,360 人(平成 24 年 10 月より 65 人増)

・今後の課題

① 高齢化への対応

② 本町の受診状況(高血圧症、脂質異常症等の受診件数が高い、死亡原因として悪性新生物に次いで心疾患が高い)等をふまえた生活習慣の見直し等

③ 受診率の低迷に対する対策

□第2章 特定健診等の対象者の推計

特定健診受診率、特定保健指導実施率の目標値について、国基準に基づき下記のとおり設定。

特定健診実施率 60.0%	特定保健指導実施率 60.0%
---------------	-----------------

※参考 平成23年度実績 特定健診実施率 25.6% 特定保健指導実施率 56.1%

□第3章 特定健診

特定健診の実施方法について規定。また、未受診者対策として未受診者への勧奨方法を記載

□第4章 特定保健指導

特定保健指導の対象者、実施方法について規定

□第5章 情報の取扱いと保存

個人情報の保護について、本町の個人情報保護条例及び国のガイドライン等に基づくことを規定。そのうえで、健診情報の特定保健指導への活用や、匿名化したうえで地域の健康状況把握に用いることを記載

□第6章 特定健診等実施計画の公表・周知

住民周知について、町広報やホームページ等を通じて行うことを記載

□第7章 特定健診等実施計画の評価及び見直し

実施率や医療費の動向等をふまえた評価を毎年行うとともに、状況の変化に応じた計画見直しを行うことを規定

□第8章 計画の推進に向けて

実施時期を定めた年間スケジュールと計画の推進体制について記載。庁内関係課の連携と人材育成、医療機関等他機関との連携を記載。

また、まち全体の健康づくりとして、健診受診勧奨と健康づくりに向けた取り組みを行うことを記載。